

身体障害をめぐる主体と他者の関係性に関する研究 日本における自立生活運動に焦点を当てて

A Study about Relationship between Subject and Otherness over Physical Disability:
Focusing on the Japanese Independent Living Movement

01D43041 丸岡稔典
Toshinori Maruoka,

指導教員 土場学
Adviser Gaku Doba

ABSTRACT

This paper aims to establish the concept of the society which is able to make both people with disabilities and people with no disabilities accept physical disability by focusing on interaction between a person with disabilities and a person with no disabilities through document survey on welfare policy for people with disabilities and interview survey with people with disabilities and their care attendants.

The conclusions are following:

1. We are able to accept physical disability through the personal and concrete relationship between a person with disabilities and a person with no disabilities when we do not form subject by identifying ability/independency, and recognize difference between disability and ability or dependency and independency as the entity which exists in ourselves, not as the matter which divides oneself from otherness.
2. Cultural exchange relationship, which is formed by a person with disabilities and her/his attendant regarding each other as a different type of person and trying to reach mutual comprehensibility each other on the premise of incomprehensibility, indicates possibilities of the society which makes both people with disabilities and people with no disabilities accept physical disability.
3. Present social provision of assistance for people with disabilities does not form the society where people accept physical disability. However, the personal and concrete relationship between a person with disabilities and a person generated by social provision of assistance for people with disabilities gives us the trigger of accepting physical disability.

第1章 はじめに

1-1 主題の構成

私たちは、固有の自己としての主体を形成しようとしている。同時に社会内部に存在する私たちは私と同様に固有の自己を持つであろう他者と共に存在している、あるいは存在しようとしている。私たちの周囲における主体と他者の関係性についての状況を見ると、近年、障害者、女性、高齢者、野宿者等の自立支援をめぐる議論が活発に行われ、これまで自立していないと見なされてきた人々を自立した主体として私たちの社会に向かい入れようとする動きが存在する。加えて、従来女性に特有の家庭内無償労働とされてきたケアワークを社会的負担のもとで有償労働化する動きは自立支援の重要な構成要素となっている。しかし、私たちと他者の関係を結びつける社会的連帯や他者との共生にかかわる議論はそれほどなされていない。相互に主体的な関係を欠いた連帯や共生は安易な他者への抑圧に転化する危険性を持っている。しかし、社会的連帯や他者との共生へのコミットメントを欠いた相互主体的な関係は相互主体的な関係自体の形成を支援する基盤を掘崩してしまう危険性をもっている。

本研究では施設や親元を離れて地域で生活し始めた障害者たちの生活と運動としての自立生活運動を対象とし、身体障害をめぐる場における主体と他者の関係性に関する認識とその変容を検討することでこの主題に接近する。以下では、この主題をめぐる課題のうち「身体の私的所有」の側面については「障害者の自立」に焦点を当てて、「アイデンティティと他者」の側面については「障害概念」に焦点を当てて、主体と他者の関係性に影響を与えるケアワークの有償化については「障害者介助」に焦点を当てて検討する。

1-2 研究動向の整理

社会福祉学障害者福祉論は、障害者の生活を向上させるた

めに障害者を援助するという個別援助の観点から障害者の障害概念や自立、介助を研究しているため、社会との関係としての障害や障害者の自立といった視点を欠きやすく、障害者を排除してきた現在の社会のあり方を見直す視点が不十分となる。社会学を基盤とした障害学は社会や障害者周囲の人との関係性から障害を把握しようとする試みといえる。しかし、障害を社会的障壁の結果と捉える社会モデルは身体障害者の身体に関する経験を十分に救い上げていないため、障害者を排除してきた社会への批判という観点が不十分である。他方で、障害の文化モデルは、障害を文化とすることで健常者社会のあり方を相対化するものの、障害者と健常者が共に社会を構成していく契機が不十分である。したがって、身体障害者の身体に関する経験というものを障害者と社会や障害者周囲の人との相互関係の中から捉え、社会全体の身体障害への意識を検討する必要がある。

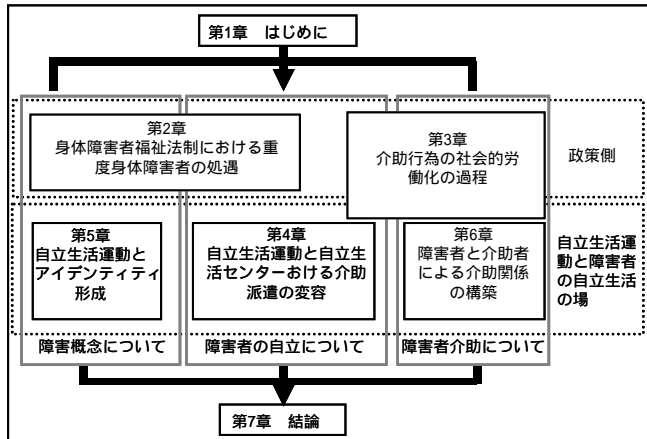
異化統合論は、異化統合をある個人が支配的文化における望ましいとされる行動原理と違った自分であってもかまわないとする考え方が社会的に承認されている状態とした上で、障害者が異化統合される社会のあり方を検討する。異化統合論には多文化主義的視点と社会変革的視点が存在するが、前者には支配的文化への同化による統合と支配的文化からの異化による排除というジレンマ図式の設定、後者には支配的文化を支える社会の構成員自体の意識変革を問題化するに際しての問題設定と方法論の困難さ、という問題が存在する。本研究では主に後者の異化統合論に依拠しつつ問題設定と方法論を具体化する。

1-3 研究の目的と構成

本研究の目的は、障害者の介助の社会化の現状を背景に踏まえつつ、自立生活運動を対象として障害概念、障害者の自立、障害者介助が政策側、運動側、個々の障害者と健常者に

よりどのように認識され、また相互行為を通じてその認識がそのように変容しているかを明らかにすることにある。さらに、この認識の変容から現在の健常者社会の身体障害をめぐり主体と他者の関係性を検討し、障害者と健常者が障害を共に引き受けることで障害者が異化統合される社会のあり方を構想する。

以下では、第2章及び第3章前半で政策側による身体障害に関わる、障害、自立、介助の位置づけとその変化を主として文献調査をもとに分析し、第3章後半、第4章、第5章、第6章で障害者の自立生活運動及び障害者の自立生活の場における障害、自立、介助の位置づけとその変化を主として聞き取り調査をもとに分析する。【図1-1】



【図1-1 論文構成図】

1-4 調査の概略

本研究は、主に以下の4つの聞き取り調査をもとにしていく。各調査概要は【表1-1】示すとおりである。

【表1-1 調査の概略】

	調査1	調査2	調査3	調査4
調査名	自立生活センターの活動に関する聞き取り調査	ピア・カウンセリングに関する聞き取り調査	障害者介助に関する聞き取り調査	自立生活センターの介助派遣事業に関する聞き取り調査
調査時期	2000年6月～2001年1月	2000年6月～2000年12月	2003年6月～2005年8月	2000年11月～2005年8月
調査対象	全国自立生活センター協議会に加盟する東京都の自立生活センターのうち、承諾をもらえた21団体	自立生活センター職員を中心としたピア・カウンセリング受講経験のある障害者22名	他人介助を入れている東京都内在住の障害者19名、東京都内在住の身体又は知的障害者の介助経験者17名	東京都S区のア団体に関わりのある人物、A団体の障害者及び健常者職員、A団体の利用者と介助者、計15名
調査項目	設立経緯 組織形態 公的助成の種類 提供サービス ピア・カウンセリングの開始経緯と現在の位置づけ ピア・カウンセリング活動の問題点 活動の問題点	基礎的的属性(年代、性別、障害者の種類、生活史の概略、現在の生活状況、職員歴) PC経験の種類と回数 PCに触れた経緯 PCの受講感想 PCと現在の生活の関係	基礎的的属性(年齢、性別)、障害の程度と必要な介助時間(障害者) 過去から現在までの介助体制 介助の動機(介助者) 介助料に対する意識 介助の充実感と負担感 介助の際のトラブルや行き違い 介助関係の位置づけ	【職員】設立経緯と理念、活動の概略 【障害者・健常者】介助派遣事業の概略、派遣事業で生じる問題、障害者コーディネーターの役割への意識、個人介助システムへの意識 【利用者及び介助者】介助派遣事業への評価

第2章 身体障害者福祉法制における重度身体障害者の処遇

2-1 本章の枠組み

本章では1966年から1999年までの身体障害者福祉法制における重度身体障害者処遇に焦点を当て、政策側による重度身体障害者の認識の変容を明らかにする。以下ではこの期間に出された、各種審議会の答申や厚生白書と身体障害者福祉法と関連して実施された政府の諸事業に対する厚生省の通知等を分析資料として用いた。また国際障害者年の1981年と福祉8法の改正が行なわれた1990年をメルクマールとし

て設定し、1966年～1980年を第1期、1981年～1988年を第2期、1989年～1999年を第3期とする。

2-2 重度身体障害者をめぐる状況

1996年現在、重度身体障害者と規定される在宅の1級障害者は約796000人であり、年々その数及び全体に占める割合は増加している。また、在宅障害者のうち3%強の障害者が日常生活の多くの部分に介助を必要としている。

2-3 身体障害者福祉施策理念における重度身体障害者の位置づけ

(1) 施策理念の変遷

身体障害者福祉法及び心身障害者対策基本法の変遷【表2-1、2-2】より、身体障害者福祉の目的が当初の職業的更生から保護・収容(第1期～第2期)、自立と社会参加(第2期～第3期)へと変容していること、それにもない参加機会の保障を社会に要請する視点が出てくること(第3期)、全期間に共通して、障害者に障害を克服することを通じた社会参加を要請していることが分かる。

【表2-1 身体障害者福祉法の変化】

施行年	目的(1条)	障害者の責務(2条1)	参加機会保障(2条2)
1950年	身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行なう	すべての身体障害者は自ら進んで障害を克服し、すみやかに社会経済活動に参加することができるように努めなければならない	
1967年	身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行ない、もって身体障害者の生活の安定に寄与する		
1984年	身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護する	すべての身体障害者は自ら進んで障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるよう努めなければならない	すべての身体障害者は社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする
1991年			

【表2-2 障害者基本法の変化】

施行年	目的(1条)	障害者の権利(3条)	障害者の責務(6条)	障害者の保護(11条)
1970年	・心身障害者対策に関する国、地方公共団体等の責務を明らかにする・心身障害者の発生予防に関する施策及び医療、訓練、教育、雇用の促進、年金の支給等の心身障害者福祉に関する施策の基本事項を定める	すべての心身障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その保障される権利を有する	(心身)障害者はその有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努める	国及び地方公共団体は、重度の(心身)障害者があり、自立することの著しく困難な(心身)障害者の家庭は心身の自立の促進に努める。(2004年削除)
1993年	・障害者のための施策の基本的理念を定める・国、地方公共団体等の責務を明らかにする・障害者のための施策の基本事項を定める	すべての障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その保障される権利を有する	すべての障害者は社会を構成する一員として社会、経済文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる	

次に、各種審議会の答申や厚生白書等における理念の変遷をみると「リハビリテーション」は専門家の関与により障害者の社会参加を目指すものと理解され、その対象が拡大している。「障害者の自立」は、障害者の依存状態から非依存状態への移行であり、障害者及び社会の側の目標と理解され、その対象が身体的なものから精神的なものへ移行している。「ノーマライゼーション」は障害者の生活環境を健常者と同様のものに近づけるものと理解されている。施策理念の変化を各施策理念の国際的動向と比較すると、専門家による障害者の生活の管理への反省という視点及び現在の社会の在り方への反省という視点が薄められている。

(2) 重度身体障害者への認識の変容

重度身体障害者への認識をみると、第1期では重度身体障害者は家族や地域社会の負担として認識され、家族や地域社会への間接的支援としての在宅施策と代替的支援としての施設施策が提言されている。第2期と第3期では重度身体障害者は社会の成員たる市民と常時の援護や保護が必要な自立困難者の二通りの観点から認識され、前者に関しては自立支援のための在宅介護施策の拡充が、後者に対しては生活の質を向上させるための施設施策の拡充が提言されている。

(3) 施策理念における重度身体障害者の位置

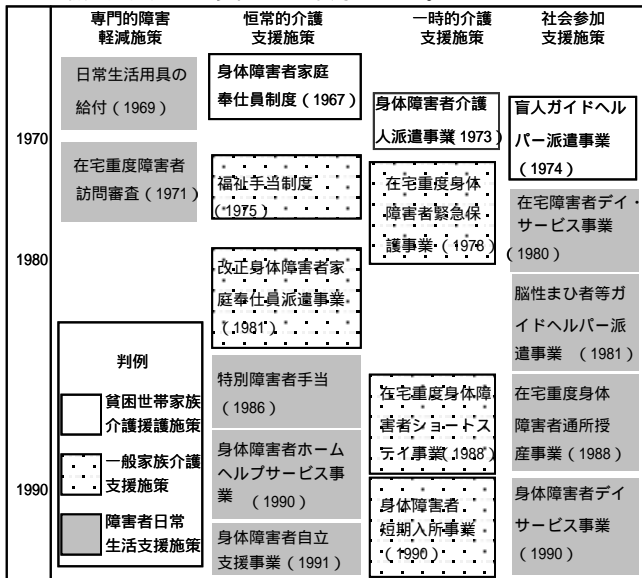
第2期以降の施策理念の転換は重度身体障害者を同じ社会の成員として位置づけるが、障害者の自立を障害者固有の能力と結びつける視点が維持されている。そのため、重度身体障害者の一部が常に自立困難な障害者として切り取られ、保護・収容するための施設施策が生みだされている。

2-4 在宅施策における重度身体障害者の処遇

在宅施策への提言をみると第1期に創設が、第2期に拡充が、第3期に質の向上と体系化がなされている。

次に、実施された個別施策は目的から「専門的障害軽減」、「恒常的介護支援」、「一時的介護支援」、「社会参加支援」に、要件から「貧困世帯家族介護援護」、「一般家族介護支援」、「日常生活支援」に分類できる。【図 2-1】施策の変化から「専門的障害軽減」と「社会参加支援」は「日常生活支援施策」の立場からなされ、「一時的介護支援」と「恒常的介護支援施策」は「貧困世帯家族介護援護」から「一般家族介護支援施策」への変容がみられる。「介護支援」は当初障害の状況ではなく家族や貧困と関連していたが、後に本人の「自立と社会参加」と関連したことがわかる。

他方で、社会環境の改善の側面から障害者の「自立と社会参加」を可能にする施策は、「健常者の障害者に対する配慮」という構図に留まり、障害者の権利擁護のための差別禁止と機会均等という視点は希薄である。



【図2-1 個別在宅施策の展開】

2-5 施設施策における重度身体障害者の処遇

施設施策への提言をみると一貫して重度身体障害者を長期収容する身体障害者療護施設の量的拡充の必要性が強調されている。また、第2期、第3期には施設を生活の場とするなどの、施設の質的拡充が付け加えられている。

次に、障害者施設の整備過程から施設の役割の中心が重度障害者向けの居住機能に変化していることが分かる。

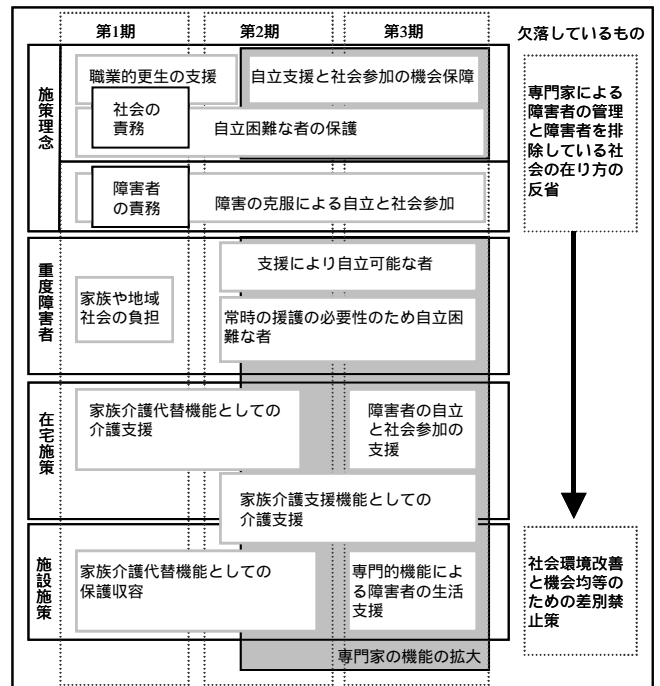
さらに、身体障害者療護施設は当初、重度身体障害者の保護・収容と生活管理の機能が主であったが、第3期以降専門性にもとづく在宅障害者のバックアップ機能及び施設入所者の地域生活移行支援機能と施設入所者の生活支援機能が追加されている。

つまり、施設施策はその機能を家族等の介護者がいない者の保護・収容から専門性に基づく重度身体障害者支援へと変容させ、同時に施設空間を生活の場に近づけることにより、施設の増加と障害者の施設入所を正当化している。

2-6 本章の考察とまとめ(図 2-2)

1)1981 年の国際障害者年を契機とした身体障害者福祉施

策の転換は、障害者の障害の克服による健常者への接近の責務と障害者本人に対する専門家の支援と健常者の障害者に対する配慮による障害者の自立と社会参加という構図を作り出し、障害者福祉を社会全体の問題ではなく障害者固有の問題に位置づける。2) 身体障害者福祉法制の中は一貫して、障害者に対して「障害の克服による自立と社会参加」を、社会の側に対して「自立困難な障害者の保護収容」を要請している。このめ障害者は同じ社会の構成員となるために、自らの現在の状態を否定し、できうかぎり「障害を克服」し健常者に近づくような圧力にさらされる。3) 障害者福祉施策は、非経済的主体を主体化するために重度身体障害者の中に人格を求め、自立支援として人格的主体として発達を目標とする。しかし、人格的主体として自立した重度身体障害者像は、人格的に自立し得ない重度身体障害者の存在を仮定するため、絶えず自立し得ない重度身体障害者を非主体的な存在として保護収容することと矛盾しないものとなる。



【図2-2 身体障害者福祉法制における重度身体障害者処遇の変遷】

第3章 介助行為の社会的労働化の過程

3-1 本章の枠組み

本章では公的介護保障制度に焦点を当て、市場原理を用いた「所得の再配分に基づく公的介護給付の量的拡大と対象の普遍化」を介助行為の社会的労働化とした上で、それに伴う「障害者介助の社会的意味」と「障害者と介助者にとっての介助行為の意味」の変容を論じる。

3-2 東京都S区を事例とした公的介護保障制度の変遷

東京都S区の介護保障制度の概要をみる【表 3-1】と支援費制度導入以前は全国的な人的給付施策である身体障害者ホームヘルプは時間数及び用途の制限により中心的な介護保障制度とはならず、生活保護制度や地方自治体の独自制度による金銭給付施策が主要であった。導入以後の中心的な介護保障制度は全国的な人的給付施策が中心となっている。

S区の金銭給付による介助料の合計を時間あたりに換算した変化をみると、当初は生活保護制度が重要な介助料の要素を持っており、また1990年代前半と支援費制度導入された2003年度に大幅に介助料が上昇している。また、介助技能についてみると、従来は介助行為の技能を障害者が介助者に直接個人の責任において伝達していたが、1990年代後半以降に公的資格が普及し、2003年度の公的資格の義務化により介助

システムに関わりなく、全ての介助者が何らかの資格の習得を前提として介助を行なうという形に変化している。

表3-1 公的介護保障制度の概要

支援費制度以前 2002年まで	開始年	責任主体	給付	資格	支援費制度以後 2003年から	責任主体	給付	資格
生活保護他人介護料	1975	国	金銭	なし	生活保護他人介護料	国	金銭	なし
身体障害者ホームヘルプ	1967	国	人的	なし	支援費制度	国	人的	あり
全身性障害者介護人派遣事業	1974	東京都	金銭	なし				
S区直接登録ヘルパー制度	1995	S区	金銭	なし				
S区緊急介護人派遣制度	1974	S区	金銭	なし	S区緊急介護人派遣制度	S区	金銭	なし

3-3 個人介助システムの形成

1970年代から1980年代の介助者は障害者運動に関わる健常者や障害者の周囲の友人が大半を占めている。介助料は1時間当たり200円に満たないため、労働の対価とは認識されていない。介助者の動機としては障害者と介助者の間で形成される人間関係や理念への共感が重要な位置を占めている。こうした状況の中で障害者個人が介助者、介助料及び介助体制を管理する個人介助システムが形成され【表3-2】、1990年代以降に発達する。しかし、現在支援費制度導入に伴う事業所役割の増大と公的資格の義務化により個人介助システムの維持は困難となっている。

3-4 事業所による派遣介助システムの変遷

(1) 派遣介助システム住民参加型と支援費型【表3-2】

慢性的な介助者不足の解消を目的として障害者個々の介助体制の共同化が模索されるが、個々の人間関係や理念に対する共感に基づく個人介助システムの共同化は困難であった。自立生活センターは介助行為を人間関係や理念と切り離れた事業としてシステム化することで、介助体制の共同化に成功した。1980年代後半以降普及したこの派遣介助システム住民参加型では、介助料の管理は障害者個人が行なうが、介助者と介助体制の管理を事業所が行なう。派遣介助システム住民参加型の導入により、ある程度の介助行為の量が確保できるようになり、障害者は緊急時や個人による介助体制の維持が困難な場合に介助者を事業所を通じて得ることが可能となった。

支援費制度導入により、派遣介助システム住民参加型の多くは派遣介助システム支援費型へ移行した。支援費型では、

【表3-2 介助システムの比較】

	個人介助	派遣介助システム住民参加型	派遣介助システム支援費型
利用者契約形態	個人契約	会員制	利用契約
介助者契約形態		会員制	雇用契約
介助者の資格	なし	なし	あり
介助料支給形態	時給(一部固定)	時給	時給・常勤併用
介助料管理	利用者	利用者	事業所
介助体制管理	利用者	事業所	事業所

事業所が介助者、介助料及び介助体制を管理する。支援費型は障害者側からみると、介助行為が行政による個人的な努力ではなく、管理と引きかえに社会的権利として提供されることを、介助者側から見ると介助行為が公的資格の義務化により労働として規格化されることを意味する。

(2) 個人介助システムと派遣介助システムの比較

個人介助システムは障害者と介助者の個々の関係内在的に介助行為が遂行されるのに対し、派遣介助システムでは事業所を経由したシステムとして障害者に介助者が派遣される。このため介助行為は労働と位置づけられ、より多数の障害者に社会的権利として介助行為が提供される。

3-5 介助行為にたいする意識の変容

(1) 介助料と介助技能に関する意識

調査3をもとに介助行為に対する障害者と介助者の意識を

みると、まず介助料については、無償の弊害として愛情や善意が時に煩わしいこと及び障害者の自己決定権の行使が障害やすいことが、有償の利点として感情と介助行為が切り離され障害者の自己決定が尊重されやすく、障害者と介助者の生活が安定することが指摘されている。

次に、介助に関する資格について多くの障害者や介助者は不必要であり役に立たないと考えている。他方で、資格や研修は主に最低限の技術の取得によりその応用が可能な点と重度障害者への対応の点から肯定されている。

また、個人介助システムと住民参加型と支援費型の両方を含む派遣介助システムの利点と欠点に関する障害者及び介助者の意識を比較すると、個人介助システムはより個々人の人間関係の要素を持つのに対し、派遣介助システムは事業所を通じたサービスの要素を持つ。【表3-3】

【表3-3 介助システムに関する意見】

【個人介助システム利点】	【派遣介助システム利点】
できる限り自分で介助を管理するのが自立生活(3)	事業所が介助体制を保障してくれる(2)
介助を地域に呼びかけることにより障害者と健常者が交流ができる(1)	金銭の授受に気を使わない(1)
介助の時間や内容に融通がきく(3)	仕事として介助者が来る(2)
相性の合う介助者が来る(3)	事業所が介助内容・相手を保障してくれる(2)
相性の合う障害者の介助ができる(3)	介助行為に緊張感を持てる(1)
	個人介助体制の維持の困難な人にも介助が提供される(1)
【個人介助システム欠点】	【派遣介助システム欠点】
緊急時の保障がない(2)	私生活を事業所に把握されてしまう(2)
個人介助システムを維持するのが大変(2)	事業所を通ずるで融通が利かない(2)
介助者の生活を十分に保障できない(1)	事業所を通ずるで融通が利かない(1)
ボランティア感覚で来る人が多い(1)	相性の合わない障害者の介助をすることがある(1)
介助料の管理が不透明になりやすい(2)	個人間のつながりが薄くなる(1)

* 障害者の意見、介助者の意見、()内は意見数

障害者と介助者の意識から、1)介助行為への意識は障害者と介助者の個人間の感情的つながりを媒介にして遂行されるものから、金銭を介在させた労働行為へ変化している、2)介助行為が労働と意識されることにより、介助行為に対して障害者の自己決定権がより反映されやすくなっている、3)介助行為が労働と意識されることにより、介助行為はすべての障害者に対して社会的権利として保証されるべきものとして意識されている、ことがわかる。

3-6 本章の考察とまとめ

1)公的介護保障制度は当初、一部の障害者への臨時的対応から不特定一般の障害者への社会的権利に対応するものへと変化している。2)障害者の介助体制は、障害者が介助体制全般を管理し、障害者と介助者の人間関係の中で介助行為が遂行される個人介助システムから、事業所が介助体制の管理の中心となり、人間関係とは関わりなくシステムとして介助者を障害者のもとに供給する派遣介助システムへの移行している。3)障害者介助の社会的意味は特定少数の自立生活を営む強い意志を持つ障害者への臨時的な対応から、不特定一般の障害者の社会的権利としての対応へと変化している。4)障害者と介助者にとっての介助行為の意味は、障害者と介助者の個別的な人間関係における感情的つながりと結びついたものから、不特定一般の障害者に対応する金銭を介在させた労働へ、また障害者の自己決定に基づいて遂行されるものへと変化させている。

第4章 自立生活運動と自立生活センターにおける介助派遣の変容

4-1 本章の枠組み

本章では、自立生活センター(以下 CIL)の活動に焦点を当

【表4-2 介助派遣事業の特色】

対象	内容	意図	団体
障害者	個人介助システムへの移行支援 介助者の育成依頼 ILPやPCの受講の推奨	「自己責任・自己管理・自己主張」能力・意識の形成支援	A 団体の介助派遣特色
障害者 介助者 健常者職員	契約時間の厳守、友人関係との区別、事業所外契約の禁止	介助の社会的労働化	
介助者 健常者職員	障害者コーディネータの関与 コミュニケーション意識に力点を置いた面接・研修	障害者の主体性の強調	
障害者	個人介助システムの支援	「自己責任・自己管理・自己主張」能力・意識の形成支援	A C 団体の介助派遣特色
	個人介助システムへの柔軟な対応 支給量不足の障害者への支援 児童への派遣開始	「自己責任・自己管理・自己主張」能力・意識の形成支援 多様なニーズに対応 障害者の介助体制の保障	
	介助者 健常者職員	常勤ヘルパーの採用 給与と福利厚生充実	

本とし、支援費制度導入に伴い大幅に収入を増やしている。

(4) A C 団体の介助派遣事業と自立生活の関係

A C 団体は制度枠内のホームヘルプ事業として介助派遣を開始し、2003 年度の支援費制度導入後は指定事業者として 15 歳以下の児童を含めた障害者に介助派遣を行っている。支援費制度により、個人介助システムの維持が困難になり、障害者の介助体制における事業所の役割が増加したため、また「自己管理・自己主張・自己責任」意識・能力の未成熟な児童へ派遣を開始したため、A C 団体は従来の介助派遣のあり方に変容を迫られている。A C 団体の介助派遣事業の特色をみると【表 4-2】、A 団体の介助派遣事業の特色は維持されているが、加えて支援費制度への対応として個人介助システムの支援(個人介助者登録制度と研修協力)、個人介助システムへの柔軟な対応(個人介助システムと派遣介助システムの併用制度)、支給量不足の障害者への支援(無償自主介助派遣の実施)を実施している。この他に、A 団体との違いとして児童への派遣や介助者の給与と福利厚生充実が挙げられる。A C 団体は従来の介助行為の社会的労働化の実現と障害者の「自己管理・自己責任・自己主張」意識・能力の形成支援に加えて、障害者の介助体制の安定的保障と介助制度を障害者の多様なニーズに対応させることを介助派遣の目的としているといえる。

以上のような介助派遣事業の変容のなかで、A C 団体は従来の個体的自立観を変容させ、直接的に障害者の介助体制に関わる事を通じて介助派遣を通じて障害者の自立生活を作り出すことや、介助派遣を通じて障害者の自立生活を支えることを意図している。つまり A C 団体は従来の個体的自立生活観に加えて、障害者と行政、A C 団体、介助者、親などが相互に協力し合いながら作り出される関係共同的自立生活観を障害者の自立観として採用している。

A C 団体の職員は両自立観の間にジレンマを感じている。個体的自立観は障害者が自ら権利主体となることで生活への保障を要求することを可能にするが、限定された障害者にしか適用できず、制度変容によりその限定性が高まっている。関係共同的自立はより多数の障害者に適用可能であるが、団体に依存する障害者を登場させ、個体的自立への移行の困難にする点と周囲による保護や介入と区別がつきにくい点が危惧されている。

4-4 本章の考察とまとめ

1) 「自己管理・自己主張・自己責任」能力に制約のある障害者をその能力を有する存在であると「みなす」ことに関係共同的自立観は支えられている。職員のジレンマは関係共同的自立観を管理・指導や A C 団体への依存と区別して位置づけようとする志向の表れである。2) 個体的自立と関係的自立を分けて考え、社会がある個人を固有性や尊厳を有する自立的な存在と見なすことは、その個人の内面にある自立観やその

て、介助派遣事業を中心としたその変容過程の検証を通じて、CIL の介助派遣事業の機能の変容と CIL が規定する障害者の自立生活像の変容を明らかにする。調査対象は、東京都内 S 区において 1990 年に設立され、15 年以上の活動実績を有する CIL の A 団体であり、聞き取り調査 4 及び A 団体の会報他刊行物を分析資料とする。

4-2 自立生活運動と自立生活センターの動向

1960 年代後半以降のアメリカの自立生活運動は、障害者の「自己選択権」と「自己決定権」の行使を障害者の自立とする自立観を理論化してきている。その中心に障害者を消費者と位置づけてサービス提供を行う CIL が存在する。

1980 年代後半以降に日本でも CIL が全国各地に普及し、2004 年現在その数は 129 に増加している。日本の CIL は障害者が主体となり、介助派遣事業を主要な事業としつつ、権利擁護と情報提供の他、介助派遣、自立生活プログラム、ピア・カウンセリング等のサービスを提供している。

4-3 東京都 S 区における自立生活センターの活動の変遷

(1) A 団体(A B 団体)の活動の概略

A 団体は障害者の介助体制を安定させることを意図して設立され、「重度の障害者でも地域で生きやすい条件をつくるために介助保障を社会的なものにすること」と「障害者本人の意識を高めること」を事業目的として掲げている。

A 団体の活動は介助派遣、自立生活支援、障害者理解促進、権利擁護の 4 部門で行われ【表 4-1】、多くの事業が助成金等の外部資金に対応している。また、介助派遣部門と自立生活支援部門は助成金による制度枠外事業として始まるが、その後活動の認知に伴い制度枠内事業へ移行している。A 団体は介助派遣と自立生活支援を事業として展開することで、家族や地域の間人関係により担われてきたこれらの活動を社会的に認知させ、制度枠内事業へ移行させた。

(2) A 団体(A B 団体)の介助派遣事業と自立生活の関係

A 団体は障害者の自立生活の力点を障害者が他人や組織への依存から脱却し「自己責任・自己管理・自己主張」する主体となることに置いている。

【表4-1 A団体の事業概要】

部門	事業内容	開始	内容	制度との関係
介助派遣	介助派遣	1990	会員制有償介助派遣	財団助成(1990) ホームヘルプ受託(2000)
	移送サービス	1994	会員制移送サービス	財団助成(1994)
自立生活支援	自立生活プログラム	1991	自立生活に関する技術的支援	財団助成(1991, 1993)
	ピア・カウンセリ	1993	自立生活に関する精神的支援	障害者生活支援事業受託(1997)
障害者理解促進	自立生活セミナー(公開学習会)	1990	自立生活、自立生活センターの啓発学習会の開催	自主事業
権利擁護	まちづくり活動	1994	バリアフリーイベント開催 バリアフリーマップの作成 S区関連施策への提言	財団助成(1994)
	介助保障要求運動	1990	東京都、S区への公的介助制度の拡充要求	自主事業

A 団体の介助派遣事業の特色【表 4-2】をみると、介助派遣の意図が、介助の社会的労働化の実現、障害者の主体性の強調、障害者の「自己責任・自己管理・自己主張」能力・意識の形成支援におかれている。また、介助派遣事業の実態をみると、個人介助システムへの移行支援のため 1995 年から派遣実績を伸ばしていない。

A 団体は障害者の「自己責任・自己管理・自己主張」主体の形成を軸とする個体的自立生活観を有するため、介助派遣事業の意図を障害者の生活の保障ではなく、介助の社会的労働化の実現と障害者の「自己責任・自己管理・自己主張」能力・意識の形成支援においている。

(3) A C 団体の活動の概略

A 団体は 1999 年にホームヘルプ事業受託を契機として組織を A B 団体(A 団体の後継団体)と A C 団体に分離する。A C 団体は障害者がヘルパー派遣事業を使いやすくすること」を目的に掲げて、行政委託による介助派遣事業と独自のヘルパー養成研修事業を行っている。収入は行政委託金を基

能力とは関わりなく、個人の倫理や社会の義務であり、すべての個人に適用するべきである。3) 介助行為の社会的労働化には、契約に基づくサービス提供という役割には自己決定の範囲を越えて障害者の生活全般に関わり、それを支援していくことは含まれておらず、直接的には関係共同的自立観の形成要因とはならない。

第5章 自立生活運動とアイデンティティ形成

5-1 本章の枠組み

本章では二つの「障害にこだわる」運動に焦点を当て、運動の中で提出されているアイデンティティ像を明らかにする。さらに、二つの障害者運動で提出されたアイデンティティ像の検討を通じて、健常者を含む社会の構成員全体の課題として、障害者と健常者に関わらず共有することが可能であり、他者を「排除 序列化」することのないアイデンティティ像の形成可能性について論じる。

5-2 「青い芝の会」神奈川県連合会の活動と差異を基盤とするアイデンティティ

(1) 神奈川青芝の会の概要

まず、「青い芝」神奈川県連合会(以下神奈川青い芝)の会報に掲載された記事を対象として1965年から1982年までの神奈川青い芝の会の活動を分析する。

神奈川青い芝は当初は親睦活動を行っていたが、1970年ころより社会による障害者への差別を告発する運動を始め、この小さな団体が社会的に注目を浴びる要因としては、実力行使を辞さない行動スタイルと、従来の障害者団体による親睦や福祉施策の拡充を要求する活動とは一線を画した、社会による差別を告発する思想的側面が挙げられる。

(2) 「障害」アイデンティティの形成

神奈川青い芝は、1970年に障害児殺害事件への減刑運動の反対活動の中で提出した意見書において、社会における意識のあり方を問題にし、健常者の意識の中に障害者を排除する価値観があるのではないかと問う。そして神奈川青い芝は健常者を中心にして構成された社会の価値観が障害者の権利を制限すると同時に、障害者とその価値観を内面化し、その制限を自ら受け入れてしまうことを問題とする。特に、「己の肉体とは関係なく、健全者を目標とし、自分もいつの間にか健全者になったつもりですべてを思考し発言する」障害者のあり方を「健全者幻想」として批判する。

神奈川青い芝は、健常者を中心とした社会から取り出され、否定される、障害者が有する特有の身体を逆に共通の基盤として取り出し、健常者を中心とした社会とは異なる別の価値体系 = 文化を構築することで「健全者幻想」からの脱却を試みた。そこでは、自らの有する障害は否定すべきものではなく、自らを構成する本質的なアイデンティティとして位置付けられる。この「障害」アイデンティティの確立に際して大きな割合を占めたのが、障害者を健常者と対立する存在としての位置づけることである。障害者が「健全者幻想」から脱却するためには健常者と対立することが重要だとされ、アイデンティティの確立過程において「障害者 / 健常者」の対立図式は必要不可欠なものとなる。

(3) 差異を基盤とするアイデンティティの困難

神奈川青い芝の運動は「健全者幻想」からの脱却に対して一定の成功を収めた。しかし、「障害」アイデンティティは「障害」という社会の中で恣意的に構築され、「排除 序列化」される差異を逆側から利用し、健常者という集合的カテゴリーを構築し、「排除 - 序列化」することにより、形成されるものである。その結果、「障害」アイデンティティは個別・具体的な差別現象とは関係なく、社会のすべての人々を「被差別者としての障害者」と「差別者としての健常者」の

いずれかの立場に振り分け、それ以外の立場を許さないものとなった。それは、本来無数に存在する健常者や障害者個々人のあり方やその関係の結び方を、青い芝神奈川の理念に基づいて画一化する問題点を持った。

5-3 ピア・カウンセリングにおけるアイデンティティ形成

(1) ピア・カウンセリングの概要

ピア・カウンセリング(以下PC)はCILを中心に1980年代後半以降、障害者運動内部に登場した新しい動きである。PCは「すべての人間は知性、創造性、喜びにあふれ、愛し愛されたい、積極的存在である」という積極的・肯定的人間観のもとで障害者個々人が自己信頼を再構築し、自己主張できるようになることを目的としている。調査1をもとにPCの実態をみると、実際のPCは健常者を排して障害者同士が対等にカウンセリングをし合う形式で行なわれ、障害者同士が二人一組となり自分のことを語り、相手の話を傾聴し、無条件に肯定する手法が中心となっている。PCには10人程度が一か所に集う講座形式とCILスタッフが相談者に対応する1対1で行われる個別形式が存在する。多くのCILで行われているのは個別形式であり、相談に対する心理的なサポートと、自立生活の技術的なサポートを併せた機能を担っている。

(2) ピア・カウンセリングにおけるアイデンティティ形成

調査2をもとにPC受講者の意識をみると、受講者はPC空間の中で健常者社会の価値観から離脱した上で、自らの欲求及び自らの存在を肯定している。ピア・カウンセリングでは障害者個人の欲求を、自己制御可能な「能動的」かつ「個別的」なものとして取り出し、他人の手助けを得ながらも欲求をもとに自己実現する能動的な存在として自己の存在を肯定する。この欲求をもとに自己実現する存在という健常と障害を越えたより高次の理念的規範モデルの中で、障害者と健常者の存在はともに肯定される。障害者同士の空間の構築及び、障害に基づく行為・経験の語りと相手の語りに対する無条件の肯定がこれを可能にしている。しかし、PCにはアイデンティティ形成を「すべての人間は知性、創造性、喜びにあふれ、愛し愛されたい、積極的存在である」という日常生活の個別・具体的な関係を離れた理念的規範モデルに依拠させ、また、その形成を障害者同士というPC内に限定する問題が存在する。

(3) 身体的存在としてのアイデンティティ

障害を行為・経験のレベルに位置づけるPCでは、障害は障害者と健常者の差異ではなく、すべての人が持つ身体の他者性(身体の制御不可能な側面)として認識される。能動性と他者性を併せた身体的存在として私を選択するという個人の中に差異を内包する「身体的アイデンティティ」は障害者と健常者に関わりなく形成可能なものである。自らが身体的存在としてのアイデンティティを獲得するとき、過去の行為や経験を語る他者を自らとは異なりながらも、同様に身体的存在としてのアイデンティティを有する存在であると想像することができる。また、他者の身体及び他者によって語られる行為・経験は、他者が「障害 / 健常」等の差異によりカテゴリー化された存在ではなく、身体的存在としてのアイデンティティを有する存在であることを想像させる。他者をそのように引き受けるとき、自らが他者とは異なりながら身体的存在としてのアイデンティティを有する存在であることを知ることができる。PCにはこうした他者との相互行為の場として機能する可能性がある。

5-4 本章の考察とまとめ

1) 障害者は、健常者社会の価値観を内面化することにより障害を持つ自己の存在を否定的に捉え、自己主張を自己規制している。これを解除するためには、障害による不利益や活動の制約をもたらす社会的障壁の除去だけでなく、障害者の

肯定的なアイデンティティ形成が必要となっている。2)身体的存在としてのアイデンティティは、「障害/健常」という差異を、個人内部の身体の能動性と他者性という形に置き換えることによって、健常者と障害者という抽象的な差異カテゴリーを無効にする。このアイデンティティの次元において、私たちは、自らと他者が身体を媒介とした一つの存在であると認識する。

第6章 障害者と介助者による介助関係の構築

6-1 本章の枠組み

本章では介助行為の社会的労働化を背景として障害者と介助者が形成する介助関係の様態の変容を明らかにする。以下では聞き取り調査3を主要な分析資料として用いる。

6-2 介助行為の構造

介助行為に対する充実感、負担感及び介助行為におけるトラブルや行き違いについての障害者と介助者双方の意識をみると、介助行為には、介助者が障害者のできないことを補う手段的身体行為と障害者と介助者の感情が交錯する感情的相互行為の2つの要素が存在しており、指示遂行の場面で特にこの二つの要素が重なっている。介助行為は障害者と介助者双方に、障害者の活動の制約や不利益を軽減し、自立生活を可能にする手段的身体行為として意識されている。しかし、ミクロ的な介助行為の場面では手段的身体行為と感情的相互行為とが組み合わさったものとして認識されている。介助行為は手段的身体行為のみで完結せず、感情的相互行為と組み合わさり、それが恒常的なものになりやすい。こうした恒常的な感情的相互行為が充実感と負担感を障害者と介助者にもたらしている。

6-3 介助関係の構造

(1) 介助関係への意識

障害者と介助者の介助関係に関わる意見を整理すると【図6-1】のようになる。実際の介助関係は多様かつ可変的なものであるが、感情的相互行為への対応から分析的に区分すると、感情的相互行為を抑制する「労働関係」、感情的相互行為を「本質化」する「情緒関係」、感情的相互行為を表出しそれとつき合う「異文化交流関係」の3種類の介助関係への志向が存在している。

家族やボランティア等の私的領域で形成される介助関係では、介助の担い手の障害者への直接的な感情的相互行為を契機として手段的身体行為が遂行されたため、介助の担い手と障害者の関係は非対称となり、障害者は手段的身体行為における自己決定を抑制しやすい。

労働関係志向では障害者と介助者は感情的相互行為を抑制し、手段的身体行為に介助者の役割を限定する。介助者は障害者と身体的同一化を図ることで手段的身体行為を遂行する。労働関係は個々の介助者の特質に影響されない、障害者個人の独自の生活様式を作り出すが、抽象化された他者としての費用を出す社会に自らの生活が社会に画一化されることや、自己決定に基づく指示が不十分な障害者に十分に対応できないことを危惧する指摘も存在する。

情緒関係志向は障害者と介助者が感情的相互行為を深めることにより友人や家族に近い関係を形成するものであり、手段的身体行為は感情的相互行為の中に内包され、介助者が障害者と意識レベルの同一化を図ることで遂行される。情緒関係は障害者の時間/空間的特性に応じて使い分けられている点と情緒関係志向を有する障害者と介助者の間においても双方の選択の結果として形成される点で従来の私的領域の介助関係と異なる。情緒関係は障害者と介助者の双方に心理的充足感を与えているが、障害者の自己決定を尊重した手段的身体行為が十分に行なわれない危険性がある。ま

た、情緒関係は全ての障害者と介助者に拡大できるものではなく相性に依存する個別的かつ自生的なものである。

異文化交流関係は、障害者と介助者が手段的身体行為を遂行する中で、互いが同一化不可能な1人の障害者と健常者として向き合い、理解不可能性を前提として感情的相互行為の中で理解可能性に漸近するものである。異文化交流関係の契機は、障害者と介助者双方の信頼関係の中で、介助者が障害者の自己決定に基づく手段的身体行為を遂行しつつ、相手と異なる自らの考えを表面化する過程にある。このとき、介助者は手段的身体行為を遂行する「介助者」と障害者に自らの意見を表明する「健常者」という二つの立場から障害者と関わっており、介助者は1人の健常者として1人の自分とは異なる生活を営む障害者を引き受ける存在に移行する。また障害者も手段的身体行為を遂行しつつ自らの考えを表面する介助者の存在を通じて、介助者という立場を超えた1人の健常者と対等に向き合うことが可能になる。異文化交流関係は常に望まれてはいないが、それを志向する障害者の多くは、異文化交流関係の中で、1人の健常者から1人の障害者として引き受けられる経験を通じて、障害者はその視点を内面化し、障害を有する他律的な自らの存在を引き受けることが可能になることを認識している。1人の健常者として1人の障害者の存在を引き受ける経験は相性による個別性に依拠し

	コミュニケーションや相性	介助者の役割	介助関係
労働関係志向	コミュニケーションも仕事の範囲(2) 相性は意識しないようにしている(5) 不足しているのは手足だから、それを補う。コミュニケーションは職場の雑談(3) 人間関係と介助を区別する(1) 介助者とは距離をとる(1) 人間的付き合いと介助を分ける(1)	できないことをやってもらう意味で手足(5) 介助者は黒子。自分のやりたいことを、その人が代わりにやる(1) 介助者は仕事で関わる人(2) まず、言われたことをきちんとする。確実にきちんとできていないのに他のことはしない。(7)	ナイーブな関係だから介助者との関係は雇用関係を維持したい(4) 障害者は雇用主(5) 介助は仕事(2) 障害者は顧客(3) 単なるサービスとしてやられるとよくない(2)
異文化交流関係志向	とりあえず相手に合わせることで相性の問題を克服する(3) 相性が合わないと思ってもその後大丈夫になることもある(1) 介助には相互理解のためのコミュニケーションが必要(5) コミュニケーションが上手くいっているかわからない(1) 障害者の人とことんつきあって心が通わせられる(1) いろんな人と関われる面白さがある(1) さくさりさくりの間に人間関係ができる(2)	できないことを補いつつ障害者と介助者が一緒に考える(2) できないことを補いつつ障害者と介助者が一緒に考える(4) その人の人生に関わっていく部分があるのだから意味で支援していく(2) 一方的に介助をしてもらうのではなく互いにできない部分を補う関係(3) 私とその人という個別的な関係(2)	単なる介助を行う関係ではなく人間としての関係を持つ(3) できないことを補いつつ障害者と対話する(1) 手足としての関係ではなく、健全者と障害者が対等に向き合うことにこだわる。(1)
情緒的關係志向	家の中は生活の場だから、リラックスできるような場でありたい(2) 相性のあわない人に介助されるとストレスになる(3) 相性のあわない人の介助は難しい(2) 介助が相手の私生活に踏み込んでいくので、人の好き嫌いが大きなウエートを占める(1)		介助者は友達というもある(3) 障害者とは友人感覚(4) 障害者は心のよりどころ(2) 友達になるとなあなあな関係になってしまう(3) 友人関係は切替が難しい(3) 障害者の生活場面で役割や関係を使い分けしている(2) 相手によって関係を変えている(2) 人によって変わる(2)

判別
障害者の意見
介助者の意見
(1)内は意見数

図6-1 介助関係についての意見

ていないため、より普遍的に障害者の存在を引き受けるとい
う認識に繋がるものである。異文化交流関係を志向する障害
者の多くは、1対1の異文化交流関係の先に、関係性の広が
りを軸とした障害者が障害と自己を切り離さずに受容され
る地域社会の形成を期待している。

(2) 介助関係の機能

労働関係は情緒関係の欠点である限定性及び障害者の自
己決定に基づく手段的身体行為の不十分さを補い、より普遍
的に障害者の独自の生活を作り出す利点を持つ。情緒関係は
労働関係の欠点である障害者の生活の費用を出す社会によ
る規格化を補い、障害者と介助者に心理的充足感をもたらす
利点を有する。労働関係と情緒関係はそれぞれ一方が他方の
欠点を補う相補の関係にある。異文化交流関係は、障害者
に対して自らの障害を価値のあるものと捉え直す契機を提供
し、介助者に対しては、1人の健常者として1人の障害者を
引き受けるといふ契機を提供している。異文化交流関係は、
情緒関係と異なり相性という個性に依拠しないためより
広範囲に障害者が引き受けられる地域社会の形成可能性が
みられる。

6-4 介助行為の社会的労働化にともなう介助関係の変容

労働関係志向と情緒関係志向の形成要因をみると、障害者
は、24時間介助を必要とせず、介助利用開始時期が1990年
代中頃以降の人が労働関係志向を、介助利用開始時期が1990
年代中頃以降の人が情緒関係志向を形成しやすい。介助者
は、事業所常勤で派遣介助システムのもとで多数の障害者の
介助を行い、1990年代中頃以降に介助を始めた、職業的介助
者が労働関係志向を、個人介助システムで少数の障害者の介
助を行ない、非職業的介助者は情緒関係志向を形成しやす
い。介助行為の労働化は直接的には、介助料の上昇と派遣介
助システムの拡充を通じて、労働関係志向の介助者を増加さ
せ、労働関係を保障しつつある。また、労働関係の保障を通
じて間接的に情緒関係が保障されている。

異文化交流関係志向は24時間介助を必要とし、1990年代
中頃以前より介助を利用し始めた障害者と1990年代中頃以
前より介助を行っている介助者に形成されやすい。しかし、
1990年中頃以降に介助に関わり始めた障害者や介助者には
あまりみられない。異文化交流関係を模索してきた障害者や
介助者は何らかの形で、「障害者と健常者の関係性」や「障
害者問題」についての「こだわり」を持つことが多い。

6-5 本章の考察とまとめ

1) 介助行為の社会的労働化は感情的相互行為を操作の対象
とすることで有償化し、同時に障害者固有の生活を作り出す
とするものである。しかし、障害者とその介助者は介助行
為を労働化しつつ、感情的相互行為と手段的身体行為を切り
離さない別様の介助関係のあり方を呈示している。2) 多くの
介助行為は障害者と介助者が同一化を図り、意識のずれを解
消することで適切に遂行される。しかし、健常者社会の中
で、障害者と介助者が同一化を図ることは障害を持つこと
によって生じる障害者の経験や意識が障害者個人の問題に回
収し、障害者に健常者と同様に振る舞う健常者社会への同化
を強いる危険性がある。3) 自らと不連続な他者と関わる充実
感を認識しつつ、関係共同的に生活を作り出す異文化交流関
係は、互いに理解不可能な他者が関係を持ち、共同で個々の
能力に還元されない生活を作り出す契機が地域社会に広がる
可能性を持っている。また、異文化交流関係は自らと異なり
理解不可能な他者と自己が相互に関係をもちつつ共同で
社会を作り出すような関係のあり方の一様性を提示するもの
といえる。したがって、障害者がありのままの障害を持った
まま社会に受け入れられるという異化統合的な社会のあり
方に一定の意味をもっている。

第7章 結論

7-1 本研究の成果

本節では、2章から6章までの研究の成果をまとめている。

7-2 結論

(1) 政策側にとっての障害・自立・介助

政策側は障害者福祉施策の目標を常に、「障害者の障害を
克服を通じた自立」の支援においている。しかし、これには
第一に障害者の持つ障害が否定的なものとして評価され、そ
れが障害者個人の有する属性と結びつけられる問題がある。
第二に障害者を現状のもとで非自立的存在と位置づけ、
自立支援という枠組みの中で常に自立的存在もしくは自立
的存在になりうる存在と非自立的存在であり自立的存在に
なり得ない存在に分類するという問題がある。私たちはそも
そも全く他者に依存することなく、その生活を自己決定・自
己選択する自立的存在ではない。私たちが私たちが区別して
障害者を非自立的存在として取り出せるのは私たちが生活
を営む上で必要とする他者の行為や他者との関係を抽象化
された商品に置き換えているためである。介助行為の社会的
労働化は、具体的な他者を通じた非商品的な介助行為を商品
(サービス)に置き換えることで、障害者の自己決定・自己選
択を保障し、障害者を自立的存在とする。しかし、このあり
方は自己決定・自己選択を用意された介助サービスの範囲内
に限定する。また、自己決定・自己選択自体が、決定や選択
の対象が存在している事を前提としており、障害者が十分に
言語化することが困難な欲求は自己決定や自己選択の対象
として保障されない。

(2) 異化統合的な社会のあり方

私たちは障害と健常、自立と依存という差異を抽象化し、
ある特定の人々に障害や依存カテゴリーを割り振ることに
より、自らを健常や自立カテゴリーに同一化する。この同一
化を中断し、自己内部に存在する身体の他者性としての障
害、他者との関係性の中の存在としての依存を顕在化させて
いく行為の先に、障害者や非自立的存在としてカテゴリー化
された人々と関係を切り開いていく可能性や障害のある身
体を障害者と健常者が共同で引き受けていくあり方が存在
する。関係共同的自立観や身体的存在としてのアイデンティ
ティはこの可能性を示唆している。介助関係における異文化
交流関係の中にはこの契機が具体的に存在している。

(3) 異化統合的な社会に至る具体的な方法

介助行為の社会的労働化は直接に関係共同的自立観に基
づく自立支援や異文化交流関係の形成をもたらすものでは
ない。しかし、介助行為の商品化を否定する中で介助行為の
社会的労働化を否定し、単に障害者に直接的な関係の中での
感情的相互行為を媒介とした介助のあり方や自立支援のあり
方を提示することは現実的ではない。異化統合的な社会に
至る上での課題として戦略的に介助行為の社会的労働化を
受け入れる位置に立ちつつ、障害者とその周囲の人との関係
や行為を問い直し、両者の直接的な関係の形成を意識的に作
り出すことが必要となる。関係共同的自立観や異文化交流関
係の形成可能性を確保するためには抽象的な関係の普遍性
が相対化され、個別的な関係の意味が問い直される契機を介
助行為の社会的労働化の中に組み込んでいくことが重要と
なる。

7-3 今後の課題

本研究の課題として、1) 障害者と健常者が連帯して介助行
為の社会的労働化施策の妥当性を確認していくことが可能
な認識枠組みの再構築、2) より多数の障害者や多様な種別の
障害の有する障害者を認識のあり方を併せて検討し、本研
究の普遍性と限定性を確認すること、3) 身体の他者性を巡る主
体と他者についての理論的整備及び普遍化、が挙げられる。